

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(八) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(14)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の③」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	

特別試験研究費の額の明細	
措法第42条の4第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容 特別試験研究費の額
11	12
第1号・第2号	円
第1号・第2号	
第1号・第2号	
第1号・第2号	
第1号・第2号	
計	
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	14

「10」欄

- 特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第6項」
 - ② 「区分番号」欄：「00565」
 - ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額